

京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市人権文化推進計画の理念に基づき、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、社会に参加し、自分らしく自由に生きられる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 性的少数者

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。

(2) パートナーシップ

双方又はいずれか一方が、性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。

(3) 宣誓

パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いを人生のパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が、ともに民法に規定する成年に達していること
- (2) 双方、又は一方が、現に本市の区域内に住所を有していること
- (3) 双方が、ともに現に婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く）ないこと

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

ただし、宣誓をしようとする者の双方又は一方が自ら宣誓書に記入できないと市長が

(案)

認めるときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 戸籍抄本そのほか現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- 2 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
 - (2) 旅券（パスポート）
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

- 第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。
- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(受領証の交付)

- 第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下、「受領証等」という。）を、宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

- 第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、第10条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ受領証等再交付申請書（様式第4号）により申請することができる。

- 2 前項に規定する申請があったときは、市長は受領証等を再交付することができる。

(受領証の返還等)

- 第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓者の双方又は一方がパートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付し、市長に届け出

(案)

なければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき
- (2) 双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき
- (3) そのほか宣誓の要件に該当しなくなったとき

2 なお、前項の各号のいずれかに該当するパートナーシップ宣誓は、当然に無効とする。

(周知啓発)

第9条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者の周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存)

第10条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 パートナーシップの宣誓に係る日時などの調整その他必要な行為については、令和2年9月1日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

パートナーシップ宣誓書

（宛先）京都市長

私たちは、京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お互いを
その人生のパートナーとすることを宣誓します。

年　月　日

（宣誓者）

フリガナ

氏名_____

（生年月日：　　年　　月　　日）

フリガナ

（通称_____）

（宣誓者）

フリガナ

氏名_____

（生年月日：　　年　　月　　日）

フリガナ

（通称_____）

住所_____

住所_____

（代筆者）

氏名_____

（代筆者）

氏名_____

注）宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名を御記入ください。

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく「パートナーシップ宣誓」をするにあたり、以下の内容を確認しました。

氏名 _____ 氏名 _____

確認事項（お互いに確認したことには、□に✓を付けてください。）		
要綱 第2条	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が、性的少数者である二者の間の関係であること	<input type="checkbox"/>
要綱 第3条 第3号	(独身等であること) 双方が、ともに現に婚姻しておらず、かつ、宣誓をしようとする者以外と事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がないこと	<input type="checkbox"/>
要綱 第3条 第4号	(近親者でないこと) ・直系血族又は3親等内の傍系血族の間でないこと ・直系姻族の間でないこと	<input type="checkbox"/>
要綱 第8条	(受領証等の返還) 以下の事由に該当するときは、受領証等を返還すること (1) パートナーシップが解消されたとき (2) 双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき (3) そのほか宣誓の要件に該当しなくなったとき	<input type="checkbox"/>

【市職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

様式第2号（第6条関係）

（表面）

第 号
年 月 日



パートナーシップ宣誓書受領証

（氏名又は通称）

様
(生年月日： 年 月 日) _____
様
(生年月日： 年 月 日)

（宣誓日） _____

京都市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人から
パートナーシップの宣誓書を受領しました。

お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと
生活されることを応援いたします。

京 都 市 長 ○ ○ ○ ○

専用
公印

（裏面）

この受領証の提示を受けられた方へ

京都市は、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、社会に参加し、自分らしく自由に生きられる「一人ひとりを包摂する社会」を目指し、性的少数者の方々が、安心して、暮らし、働き、学び、観光できる環境づくりに取り組んでいます。

「京都市パートナーシップ宣誓制度」は、婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、京都市として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様の間に、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が広がり、お二人が、生活の中で抱えておられる困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。

また、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

【特記事項】

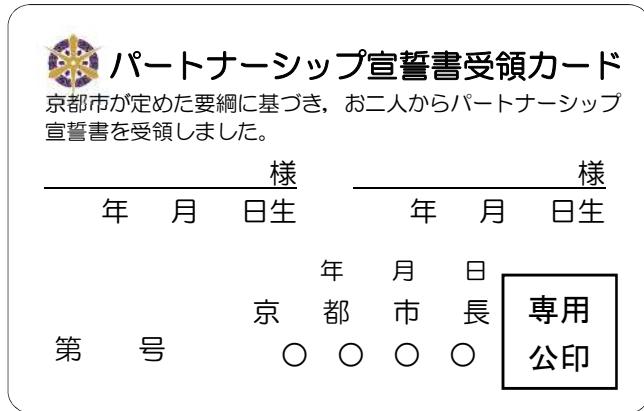
【緊急連絡先】（自由記載）

備考

- 1 担当部署名及び連絡先を記載する。
- 2 表面には、適宜意匠を加えるものとする。
- 3 特記事項欄には、通称を使用している場合の戸籍上の氏名、再交付した場合の交付年月日を記載する。

様式第3号（第6条関係）

（表面）



（裏面）

この受領カードの提示を受けられた方へ

この制度は、京都市として、お二人が人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様に理解と共感が広がり、お二人が抱える困難が解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨を御理解くださいますようお願いします。

【特記事項】

【緊急連絡先】（自由記載）

備考

- 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。
- 特記事項欄には、通称を使用している場合の戸籍上の氏名、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

(宛先) 京都市長

京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

年　月　日

(宣誓者)

氏　名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
生　年　月　日	年　月　日	年　月　日
宣　誓　日	年　月　日	

(再交付申請者（宣誓者のいずれかに限る。）※¹）

氏　名	
住　所	

※1 要綱第4条第2項に規定されている本人確認書類を提示してください。

(再交付を求めるもの※²) (該当する□に✓を付ける。)

種　類	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード
再交付が必要な理由※ ³	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 改姓・改名※ ⁴

※2 再交付は、紛失等のやむを得ない場合に限ります。

※3 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証を返還してください。

※4 改姓・改名が確認できる書類を添付してください。

【市職員記載欄】

本人確認 書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

様式第5号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

（宛先）京都市長

京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

年　月　日

（宣誓者）

氏　名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
生　年　月　日	年　月　日	年　月　日
宣　誓　日	年　月　日	

（返還者（宣誓者の双方又は一方に限る。）※）

氏　名		
住　所		

※ 要綱第4条第2項に規定されている本人確認書類を提示してください。

（返還理由等）（該当する□に✓を付ける。）

返　還　理　由	<input type="checkbox"/> パートナーシップの解消 <input type="checkbox"/> 双方の本市区域外転出 <input type="checkbox"/> その他（　　）	
紛失したため 返還できない者	(氏名)	(氏名)

【市職員記載欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（　　）
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------